

議会改革に関する検討結果

第4回報告書

令和3年1月

議員定数等議会改革推進特別委員会

令和3年1月14日

浜田市議会議長 川 神 裕 司 様

議員定数等議会改革推進特別委員会
委員長 牛 尾 昭

議会改革に関する検討結果について（第4回報告）

当委員会で定めました議会改革の検討項目のうち、検討が終了した事項について下記のとおり結果を報告します。

今後、検討結果に伴う事務処理をはじめ、必要に応じて全議員への周知または関係委員会への通知等、適切な対応をお願いいたします。

記

【検討項目】 請願者等の意見陳述の機会について

市民の要望や意見を市政に反映させる手段として、議会への請願や陳情の提出がある。当該請願や陳情の委員会審査の場において、請願者や陳情者の説明や意見等を述べる機会を設けることにより、請願等の趣旨を的確に把握し、委員会審査の充実を図ることとし、以下の項目について結論を得た。

(1) 「請願者等の意見陳述実施要領（案）」による試行実施について

「請願者等の意見陳述実施要領（案）」を定め、3月定例会議における陳情又は請願審査の委員会において、試行的に実施する。

* 「請願者等の意見陳述実施要領（案）」（別添のとおり）

(2) 浜田市議会基本条例の一部改正について

請願者等の意見陳述の機会をさらなる市民参加の機会と捉え、浜田市議会基本条例に新たに規定する。

* 参考：「浜田市議会基本条例 新旧対照表（案）」（別添のとおり）

(3) 「(仮) 請願者等の意見陳述に関する規程」の制定について

3月定例会議における試行実施による改善点を踏まえ、請願者等の意見陳述に関する必要事項を「(仮) 請願者等の意見陳述に関する規程」に定め、令和3年6月定例会議から本格実施していく。

請願者等の意見陳述実施要領（案）

1. 目的

請願又は陳情（以下、「請願等」という。）の委員会審査の場において、請願者や陳情者（以下、「請願者等」という。）の説明や意見等を述べる（以下、「意見陳述」という。）機会を設けることにより、請願等の趣旨を的確に把握し、委員会審査の充実を図る。

2. 意見陳述をすることができる者

請願者等のうち1人とする。なお、当該意見陳述者に介助が必要な場合は、介助者の同席を認める。

3. 意見陳述の申出

意見陳述を希望する請願者等は、あらかじめ議会運営委員会が定める請願等の受け付けを締め切る期日までに「意見陳述申出書（様式第1号）」を提出する。

4. 意見陳述の方法

(1) 意見陳述の実施時期

委員会において、請願等を審査する前とする。なお、原則として、当該請願等の審査は、他の議案審査の前に行うこととする。

【具体例】

意見陳述の申出の有無に関わらず、下記のとおりとする。

議題 1. 請願者等の意見陳述（請願の意見陳述→陳情の意見陳述）
→議題 2. 請願審査・採決 →議題 3. 陳情審査・採決 →議題 4. 議案審査
→議題 5. 執行部報告事項 →議題 6. 所管事務調査 →（執行部退席後）議案採決
（*産業建設委員会は、執行部報告事項より所管事務調査を先に実施している。）

陳述者は開始時間がわかりやすく、委員は陳述を聞いた直後に請願等の審査に入るため、審査の参考にしやすい。また、請願等の審査後に採決まで実施することで、請願者等は早く採決結果がわかる。

なお、従来は、執行部退席後に採決を実施していたが、今後は請願・陳情については、執行部在席中に採決することとなる。

(2) 委員会での意見陳述の時間

請願等1件につき3分以内とする。

(3) 質疑

委員会の委員（以下、「委員」という。）は、意見陳述者に対して質疑をすることができる。ただし、意見陳述者は委員に対して質疑することはできない。

5. その他

(1) 費用弁償

意見陳述者にかかる旅費等は、これを支給しない。

(2) その他

- ①意見陳述の内容は、当該請願等に関することに限る。
- ②意見陳述する場合でも、趣旨及び内容が伝わる請願書等を提出することとする。
- ③意見陳述は委員会の会議時間中に実施するため、請願者等の氏名及び発言は委員会の記録に記載する。
- ④意見陳述者は委員長の指示に従うこととする。(委員長の指示に従わない場合は、意見陳述を中止する。)
- ⑤このほか実施に関し必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って定める。

令和 年 月 日

浜田市議会議長 様

請願・陳情（代表）者

住 所

（団体名）

（ふりがな）

氏 名

連絡先

意見陳述申出書

令和 年 月 日に提出しました請願・陳情についての意見陳述を希望します。

1 請願・陳情名

2 意見陳述を行う人の住所・氏名・連絡先

- 上記の請願・陳情（代表）者と同じ
 異なる場合（団体からの請願等で代表者でない場合）

介助者が同席の場合は、介助者の住所・氏名・連絡先

（裏面あり）

3 意見陳述に関する確認事項

- ①意見陳述の時間は、請願又は陳情 1 件につき 3 分以内です。
- ②意見陳述の内容は、当該請願又は陳情に関することに限ります。
- ③個人情報に関する発言や公序良俗に反する発言、特定の個人・団体等への非難・中傷や名誉を毀損する発言は行わないでください。
- ④委員会審査は原則公開しており、意見陳述の様子は録画配信し、会議録は意見陳述者の氏名・発言を記載して、本市議会ホームページ等で公開します。
- ⑤上記のほか、浜田市議会会議規則その他議会関係法令を守り、委員会における意見陳述の際は、委員長の指示に従ってください。
- ⑥委員長の指示に従わない場合は、意見陳述を中止します。

*** 審査は請願書又は陳情書により行います。意見陳述する場合であっても、請願書又は陳情書において、その趣旨及び内容が十分伝わるよう記載していただきますようお願いいたします。**

上記の全ての事項を確認し、意見陳述を希望します。

(チェックしてください。) ⇒

【事務局記入欄】

請願・陳情番号	付託予定委員会 (受理日時点)
請願・陳情 第 () 号	

(案)

浜田市議会基本条例(平成23年浜田市条例第34号)新旧対照表 (下線部分が改正箇所)

現行	改正後(案)
<p>第4章 市民参加 (市民と議会との関係)</p> <p>第21条 議会は、市民に対し、積極的に情報を公開し、説明責任を果たすものとする。</p> <p>2 議会は、本会議等その他の会議を原則として公開するものとし、あらかじめその日程、議題等を周知するとともに、障がいの有無にかかわらず市民が傍聴しやすい環境の整備、インターネット等による配信に努めるものとする。</p> <p>3 議会は、議案等に対する各議員の態度を広報紙で公表する等、市民に対して議員の意思を明確にするものとする。</p> <p>4 議会は、本会議又は委員会における公聴会制度及び参考人制度を活用することにより、市民の多様な意見及び専門的又は政策的な識見等を議会の審議に反映させるよう努めるものとする。</p>	<p>第4章 市民参加 (市民と議会との関係)</p> <p>第21条 議会は、市民に対し、積極的に情報を公開し、説明責任を果たすものとする。</p> <p>2 議会は、本会議等その他の会議を原則として公開するものとし、あらかじめその日程、議題等を周知するとともに、障がいの有無にかかわらず市民が傍聴しやすい環境の整備、インターネット等による配信に努めるものとする。</p> <p>3 議会は、議案等に対する各議員の態度を広報紙で公表する等、市民に対して議員の意思を明確にするものとする。</p> <p>4 議会は、本会議又は委員会における公聴会制度及び参考人制度を活用することにより、市民の多様な意見及び専門的又は政策的な識見等を議会の審議に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>【新設】</p> <p><u>5 議会は、請願又は陳情について、その趣旨を的確に把握し、審査の充実を図るため、請願者又は陳情者が説明又は意見陳述をすることができる機会を設けるものとする。</u></p>